

新潟地方裁判所委員会（第24回）議事概要

- 1 日時 平成24年7月12日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
伊津良治，大西秀明，小松氏盛，近藤伸一，竹内哲郎，角田正紀，錦織 聖，服部誠司，平石広佳，藤井俊郎（欠席委員 石崎誠也，大竹優子，唐沢俊郎）（五十音順・敬称略）
- 4 全体概要
 - (1) 新委員からの自己紹介
 - (2) 意見交換
 - ア 簡裁民事調停制度の広報等について
 - イ 裁判員裁判の実施状況等について
- 5 意見交換の概要
 - (1) 簡裁民事調停制度の広報等について，事務局（事務局長）から以下のような概説がされた。
 - ア これまでの経緯（取組み）の説明
前回の地方裁判所委員会における検討を経て，新潟地裁独自のリーフレットを作成し，公民館や図書館等に合計8，420部送付し，備え置いてもらった。また，今年が調停制度発足90周年に当たることから，報道機関に対し，調停制度についての放送を依頼する文書を送付した。
 - イ 取組みの結果
ここ数年減少傾向にあった一般調停事件の新受件数が今年は増加に転じている。独自リーフレットの配布と事件増との相関関係は分析できていないが，配布済みのリーフレットのほとんどが使用されており，配布に積極的な声もあることから，今年度中の追加配布を検討している。

主な意見は，以下のとおり

【弁護士委員】
当事者紛争の中で調停になじむ案件が減少しているという印象はない。相隣関係や友人関係等のトラブルについては，いきなり訴訟提起するよりは調停を勧めている。調停は費用が安く，自分一人で手続を進めることができる点がメリットである。

【学識経験者委員】
経済的な額は少ないが，感情的なもつれがあつて解決しないようなときには，調停を勧めている。

【学識経験者委員】
一般の人の感覚としては，トラブルが生じたときに，裁判所に行って調停してもらおうという感覚はほとんど持っていないと思う。

【学識経験者委員】
私は，この委員会に初めて出席したが，裁判所で話し合いによる解決方法があるこ

とを今日初めて知った。

【学識経験者委員】

自治体が行っている生活相談の中には法的なトラブルもあるが、そのようなときにリーフレットがあれば紹介するのに便利である。

(2) 裁判員裁判の実施状況等について事務局(事務局長)から以下のような概説がされた。

ア 県民の協力により、新潟地裁における裁判員裁判は順調に処理されている。一方、裁判員裁判への参加について、消極的な者が多いのが実情である。今後も安定的に裁判員裁判を行っていくためには、より積極的な参加意識が県民の間に広まっていくことが望ましいが、そのためには、実際に裁判員裁判に参加した者の多くが参加して良かったと感じていることを、どのように県民に伝えていくかが鍵となる。

イ 裁判所では、裁判員候補者名簿に登載された者全員にDVDやパンフレットを送付しており、その中には、実際に裁判員を経験した者の体験談も含まれている。それにもかかわらず、裁判員裁判への参加を積極的に考えている候補者は少ない。この要因を検討する必要がある。

主な意見は、以下のとおり

【学識経験者委員】

裁判員選任手続の呼出しをしたにもかかわらず、裁判所に来てくれる方が少なく困っているような事情があるのか。

【事務局】

最高裁ホームページにも掲載されているが、今年4月末の段階で、裁判員裁判発足当初からの出席率は全国平均で79.1%である。

【裁判官委員】

先日、当庁で行われた裁判員裁判を何人かの委員に傍聴していただいた。実際に傍聴された方の感想や意見を伺いたい。

【弁護士委員】

丁寧な進め方をされていて、分かりやすさに配慮していることは弁護士の目から見ても感じた。裁判員から証人に対しての質問も活発になされていた。通常の裁判と違い、休憩が頻繁に入り、しかも1回が20分くらいと長いのにはびっくりした。

【学識経験者委員】

分かりやすい言葉で、ポイントを絞って語りかけていた。裁判がここまで変わるのかと思い、衝撃的な光景だった。一方で、選任手続のあり方とか、分かりやすさを前面に出しているために犠牲になっている部分が本当はないのかや、守秘義務のあり方について、裁判員のみなさんが今後どのように受け止めていくのかという点が気になった。

【学識経験者委員】

丁寧な進め方で、まどろっこしいような感じもしたが、むしろそれが分かりやすかったと感じた。裁判員が積極的に質問する場面もあり、あのような状況であれば、裁判員の方が「選ばれて良かった」という気持ちになるのが理解できた。

【学識経験者委員】

裁判員の皆さんが質問できる状況や雰囲気に関心した。また、私共は休暇制度があるが、そうでない方はよく裁判員を引き受けたなど。もちろん責任もあると思うが、何かあるのだろうか、それは何だろうと感じた。裁判員や補充裁判員から何か意見等があるときに、裁判所はどうしているのか。

【裁判官委員】

裁判員の皆さんが質問しやすい雰囲気を作るために、検察官、弁護人の質問が終わった後に休憩を取っている。その際に評議室において裁判員の皆さんに疑問点でも何でも思いついたまま言ってくださいとお話しし、話してもらった内容を書面にまとめて皆さんにお配りしている。自分で思ったことをどう表現したらよいか分からない方もいると思うので、言葉にすることで聞きやすくなるような工夫をしている。

また、裁判所では、実際に裁判員を経験された方に集まってもらい、意見交換会を実施している。今後の運用改善につなげていきたい。

【学識経験者委員】

法廷内における服装について、裁判員にどのように説明しているのか。

【裁判官委員】

法廷にふさわしい服装でお越しいただきたいが、あまりその点を強調し過ぎると、ネクタイを締めてきたりするのでは、「自由な服装で結構です。」と申し上げている。

【学識経験者委員】

裁判員制度を広く宣伝する方法として、学校や町内会等から依頼があれば出張講義することが考えられる。

【弁護士委員】

若い人達に対しては、学校教育の中に取り込んでいく必要があると思う。

【事務局】

検察庁のほうで主に企画している研修であるが、年1回、学校の教員に集まってもらい、法教育に関する研修を行っている。

【学識経験者委員】

裁判員がやってみたら良かったというのは本当にそうなんだと思うが、名作と言われるような本も、読めばいい本だと言うが、でもその前に読みますかと言われると、ちょっと重くて嫌だとなる。おそらく裁判員も同じことで、どうにかしようとしてもなかなか難しいと思う。社会のあり方として、小さい頃から教育をしていくのに尽きるのではないか。

6 次回期日

平成24年11月（具体的な開催期日については日程調整の上決定予定）